

## 重大事故検証委員会の設置について（案）

## 1. 検証組織設置概要（案）について

については、前回資料からの変更部分

**（1）設置の目的**

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

**（2）名称**

（仮称）川越市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会

**（3）設置の形態**

川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針に基づき、外部委員による附属機関として条例設置を行う。平成31年度内の設置を予定。

会議開催は事案発生毎に行う。また、当該事案に係る答申及び報告書作成をもって活動終了とする。

**（4）検証事項**

重大事故の発生前、発生時、発生後の一連の経過についての情報の収集及び整理を行い、事実関係を明らかにするとともに、発生原因の究明を行う。あわせて、調査結果に基づき、一連の経過における対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

**（5）報告等**

検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ答申として市長に報告する。

報告書については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として公表することとし、国へも報告書を提出する。

また、市は報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講ずることを求める。講じた措置について適切に点検・評価を行う。加えて、市は報告書の内容を踏まえ関係機関、関係者に対して指導を行う。

**（6）検証を行う重大事故等の範囲**

死亡事故のほか、意識不明等の重篤な事故等について検証を行う。（意識不明については人工呼吸器をつける、ICUに入る等）なお意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、検証を行う。※治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病に伴う重篤な事故等を削除

**（7）対象施設及び対象事業**

## ①特定教育・保育施設

認定こども園、保育所、新制度に移行した幼稚園

## ②特定地域型保育事業

小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業

## ③地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ

## 【資料 5】

事業、トワイライトステイ事業)、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ※地域子育て支援拠点事業を削除

- ④認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業  
ベビーホテル、院内保育、企業主導型保育等

### (8) 委員の人数及び委員構成

5人以内 医師、弁護士、学識経験者、教育・保育施設関係者、その他事案に応じ栄養士(誤嚥等の場合)や各事業に知見のある者(地域子ども・子育て支援事業の場合)、教育・保育団体関係者等から選出する。また必要に応じて専門家を含む関係者の参加を求める。

### (9) 委員の選出方法

川越市医師会、弁護士会等の団体及び県等へ選出依頼等を行う。

### (10) 委員の任期

任期は事案発生後の委嘱から答申までの期間とする。